

政令第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行期日は、平成十七年六月一日とする。

理由

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。